

明治十一年十一月四日

- 一、各管内藥舖營業者及ヒ阿片製造者ニ於テ現在所持ノ阿片ノ試驗ヲ要スル者ハ來ル十二月限リ最寄司藥場ニ差出ス可シ試驗ノ上相當ノ品ハ小器ニ分チ印紙ヲ貼附シ之ヲ下渡シ若シ其買上ヲ望ムモノハ定價ヲ以テ買上ク可ク品位不相當ノ品ハ其理由ヲ記シテ持主ニ返附スヘシ
- 一、阿片賣買並製造規則第四條ニ據リ各郡區ニ於テ阿片賣買ヲ特許スヘキ藥舖ヲ指定シ其郡區町村番地姓名年齡ヲ詳記シ來ル十二月限リ申出ヘシ
- 一、阿片製造人有之地方ハ同規則第十二條ニ據リ免許證札額出シムヘシ

東京府達 (明治十一年十一月二十八日甲第六八號)

本年八月第二十一號藥用阿片賣買並製造規則公布及内務省甲第二十七號同規則施行日限 (明治十二年五月一日ヨリ) 布達相成候ニ付而ハ醫師病院並藥舖營業者及阿片製造者ハ左件ノ通可相心得此旨布達候事

- 一、藥舖營業者及ヒ阿片製造者ニ於テハ現在所持ノ阿片ノ試驗ヲ要スルモノハ來ル十二月限リ内務省司藥場ニ差出スヘシ同場ニ於テハ試驗ノ上相當ノ品ハ小器ニ分チ印紙ヲ貼布シ之ヲ下渡シ其買上ヲ望ムモノハ定價ヲ以テ買上ケ品位不相當ノ品ハ其理由ヲ記シテ持主ニ返附スヘシ
- 一、藥用阿片賣買ヲ特許スヘキ藥舖ハ各郡區内ニ於テハ指定ノ上其住姓名ハ追テ報告スヘシ醫師病院及一般藥舖等ニ於テハ同規則第八條ニ據リ特許藥舖ニ就キ之ヲ購求スヘシ
- 一、特許藥舖ニ於テハ同規則第十條ニ據リ每半年及拂受並ニ賣捌ノ總高等明細表正副二通毎年一月八月兩度ニ當廳ヘ差出スヘシ

開拓使札帳本廳達 (明治十一年十二月四日丁第八十號)

内務省本年乙第六十八號府縣達ノ趣管内ニ於テモ同條履行條條公立病院及藥舖ニ於テ藥用阿片現在所持ノ分達到達ノ日ヨリ三日間ニ悉皆取額該地發遣至急便ヲ以當廳衛生事務取扱ヘ可差出尤所持無之分ハ其旨届出候儀ト可相心得此旨相達候事

藥用阿片賣買並製造規則ニ關スル達

内務省ヨリ兵庫新潟兩縣ヘ達 (明治十一年十月二十五日)

藥用阿片賣買並製造規則ノ儀去八月第二十一號ヲ以テ公布相成候ニ付差向外國人ヘ賣渡方ノ儀別紙ノ通報告致候條不日阿片及送附候間發行期日相定在留外國人ヘ報告可取計此旨相達候事

内務省ヨリ開拓使ヘ通達 (明治十一年十月二十五日)

藥用阿片賣買並製造規則ノ儀去八月第二十一號ヲ以テ公布相成候ニ付差向外國人ニ賣渡方ノ儀太政官ヘ趣何ノ上別紙ノ通報告取計候條不日阿片可及御送附候間函館御支廳ニ於テ發行期日御取定メ同港在留外國人ヘ御報告相成度此段及御掛合候也  
内務省衛生局ヨリ東京大阪兩府神奈川兩縣ヘ通達 (明治十一年十月二十五日)

藥用阿片賣買並製造規則ノ儀去八月第二十一號ヲ以テ公布相成候ニ付差向外國人ヘ賣渡方ノ儀太政官ヘ趣何ノ上別紙英文翻譯ノ上報告取計候條此段及御通知候也

### 阿片賣渡定價の制定 明治十一年十月阿片賣渡定價を次の如く定めたり。

明治十一年十月府醫第五八三三號

阿片賣渡定價

外國人ニ阿片賣渡定價ノ儀ハ買入價格ノ高低ニ因リ時々變換可致候得共當分左記之通相定候條此旨相達候也

明治十一年十一月廿四日

衛生局 長 與 專 齊

粉末阿片一匁入一瓶ノ定價金拾參錢六厘

乾燥阿片八匁入一瓶ノ定價金一圓

### 阿片試驗並買上取扱心得の制定 明治十一年十一月阿片試驗並買上取扱心得に關シ次の如く達せられたり。

明治十一年十一月府第六一一一號

阿片試驗並買上取扱心得書

本月四日乙第六十八號御達相成候ニ付テハ阿片試驗並買上取扱方左記之通可心得此旨相達候也

明治十一年十一月十二日

- 一、本月四日當省乙第六十八號御達ニ基ツキ阿片買上ヲ願出ツル者アルトキハ試驗ノ上「モルヒネ」ノ含量濕潤品ハ六分以上乾燥品ハ八分以上アルモノニ限リ附屬クヘシ
- 一、但第二十一號公布阿片賣買並製造規則第十五條ニハ十一分ニ至ルマテ云々記載アレトモ買上品ニ限リ「モルヒネ」分超過スルモ妨ケナシ
- 一、右買上タル阿片ハ試驗出來次第成丈十二月限リ每品「モルヒネ」ノ含量ヲ詳記シテ東京司藥場ニ送附スヘシ同場ニ於テハ各司藥場ヨリ領受ノ上本局ノ指揮ヲ乞フヘシ
- 一、買上價額ハ當分九乃至十分乾燥品ニシテノモノ百日ニ付金七圓ト定メ八乃至九分ノモノハ一割ヲ減シテ金六圓三十錢トシ又十乃至十一分ノモノハ一割ヲ加ヘテ金七圓七十錢トスルカ如キ「モルヒネ」一分ノ増減毎ニ一割ノ價ヲ上下スルモノトス
- 一、右買上金額ハ見積ヲ以テ差向キ金百圓相渡シ置クニ付十二月限リ拂渡明細書差出スヘシ
- 一、試驗ノミヲ乞フモノハ其品位相等ナルトキハ之ヲ乾燥粉末トナシ一匁入ノ瓶ニ分チ定式外國人ヘ拂下品ノ裝置ヲ云フノ如ク「モルヒネ」ノ含量等ヲ記シタル藥名箋及ヒ印紙ヲ貼シテ交附スヘシ

- 一、右ノ容器並印紙等ノ購費トシテ一匁入ニ付金貳圓貳厘ヲ收入スヘシ
- 一、個人ヨリ一匁入ノ容器ヲ差出シタルモノハ印紙等ノ費用トシテ一瓶ニ付金壹圓ヲ收入スヘシ
- 一、右ノ收入金ハ取額メ十二月限リ本局ヘ納附スヘシ
- 一、試験ノ上品位不相當ノ品ハ御達面ノ如ク其理由ヲ記シテ其儘持主ヘ返附スヘシ
- 一、運送費ノ阿片持主ニ係ルモノハ一時檢査費キ其旨該管區或ハ持主ヘ申送ルヘク本局及司藥場ニ係ルモノハ前項阿片買上費内ヲ以テ仕拂其旨申出ツヘシ

阿片試驗並買上取扱心得書中改正 (明治十一年十一月第六一—一號)

本月十二日第六一—一號阿片試驗並買上取扱心得書中第六項並第七項刪除シ第五項ヘ左ノ但書相加候條此旨相達候也  
 明治十一年十一月

但本文ノ費金トシテ個人ヨリ一匁入一瓶ニ付金二圓二匁一匁入ノ容器ヲ差出シタルモノハ金一圓ヲ收入スヘシ

藥用阿片輸入當時の事情を示す文書 阿片の醫療的價值漸く認識せられ其需要額増大し國産品のみにては到底之を充すこと能はざるに到れり。依つて政府は外國産阿片の輸入を企圖したるも藥用阿片と吸煙用阿片との取締及在留外人に對する取締適用等の諸問題に關して非常なる困難に遭遇せり。當時の事情を示す文書を一括して掲記すれば次の如し。

外務、内務兩省何 (明治十一年三月十九日)

藥用阿片買取締ニ付内外國産買上ノ儀客年九月中相何同十一月五日御裁可ヲ得右資金一萬八千圓内務省ヘ御貸渡相成候ニ付買上手續取計居候就テハ右買取並ニ製造規則被爲設品位ヲ定メ内外人ノ藥用求需ニ支障ナカラシメ隨テ稅關ヲ始メ一般ノ取締嚴重處分イダシク吸煙用ノ購源ヲ防絶候様相成度尤モ外國人ヘ買渡規則ノ儀ハ御許可ノ上各司藥場ヨリ横文ニ譯シ新聞紙ヲ以テ在留人一般ヘ報告可致致リニ有之候依テ別紙規則御布告案等相添此段相何候間至急御裁可有之度候也

指 令 (明治十一年八月九日)

何ノ趣聞屆第二十一號ヲ以テ布告候事

但開港開市場在留外國人ヘ報告ノ儀ハ別紙修正案ノ通可取計事(修正案省略)

法制局議案(明治十一年七月二十四日)

別紙外務内務兩省何阿片買取並製造規則ノ儀取調候處成案中被是支障ノ虞不少ニ付別紙ノ通修正主任ノ者ニ照會候處異存無之ニ付御施行相成可然裁布告ノ分

ハ元老院檢視ニ付セラレ尤モ在留外國人ヘ報告案ハ御裁可ノ上直チニ御指令相成度候案御裁可仰高裁候也 元老院檢視 (參考)

外務内務兩省何(明治十年九月二十七日)

阿片輸入ノ儀ハ條約面嚴禁ノ處有嚴禁ノ原因ハ支那人吸烟弊害ノ波及セシコトヲ顧慮シテ起ル約定ニシテ藥用ニ供スル阿片ヲ防ク趣意ニアラス近來洋科益流行ニ付テハ内國人民藥用ノ爲メ精良阿片ヲ仰ク亦僅々ナラス而シテ外國人ノ需用ハ勿論關クヘカラサルモノト爲ス然ルニ條約面ニハ藥用ト吸烟トノ區別無之概シテ阿片トシテ掲載有之烟毒ヲ嚴防スルニハ良好ナル約定ナカラ稅關ノ取計方ニ至リテハ私ニ右ヲ區別シテ良品ノ輸入ヲ許可スル能ハス且精粗ノ區別ヲ判然分割スルハ其實亦容易ノコトニアラス依テ藥用ノ爲メナリトテ一度多量ノ阿片輸入ヲ外商ニ免許スルトキハ習慣爲例又挽回シカタキ患有之ニ付稅關ニテハ單一ニ條約面ヲ遵守シテ精粗一視汎濫タリトモ陸上輸入ヲ許サ、ル其職掌ニ於テ當然ナリトス然ルニ其實藥用ニ供スヘキ阿片ハ是非トモ輸入ヲ仰カサルヲ得ス且各港居留外國人ノ爲メ是ヲ遮斷スル時ハ其糧食ヲ截絶スルト一般ニテ既ニ先般各國公使ヨリ云々苦情申出候ニ付無餘儀藥用ノ分ハ輸入差許ス見込ヲ以テ再再相何候上藥用阿片輸入規則備立ノ積ニテ歷各國公使ト外務卿ト規則談判ニ及候ヘトモ彼レハ彼ノ權理ヲ失フマシト謀リ則則其他ノ事ニ至リ我主國ノ威權ニ關係シ談決ニ不至候ハハ右一案ハ悉皆廢止シ内務省衛生局ニテ精良ノ藥用阿片ヲ杜耳格地方ヨリ買入方ノ手續ヲ建三府其他内地ハ勿論各開港場衛生局出張所等ニテ同品買下ケ内外國人ヲシテ其品ヲ求ムル爲メノ規則ヲ遵守セシメ適宜ノ分置ヲ賣與候ヘハ内外國人トモ藥用ニ窮スルノ苦情ヲ訴フル能ハス而シテ稅關ニテハ他ノ外商ノ同品輸入ヲ猶一層嚴密ニ防禦候ハハ我邦内烟毒取締ノ道ハ充分相立外客モ稅關ノ嚴ナルヲ訴フルニ食糧ヲ絶ツト同様ナリト唱フル能ハス如何トナレハ之レヲ求ムルノ道存スル時ハ藥用ニ差支ナケレハ也依テ右方法ヲ取設ケント撰シ先般來兩省協議及候處我内地阿片ノ生産斤量及ヒ船載ヲ仰ク多寡ノ概略及衛生局ニテ買入額賣ノ大窓トモ別紙ノ通ニ有之右方法ニ從事スルニハ杜耳格阿片買入ノ元資金一萬八千圓差向別途ニ内務省ヘ御下ケ無之候テハ其事ヲ施行スル能ハサル儀ニ候條右方法可然トノ御決斷ニ候ハハ前書ノ金額御貸下ケ有之度候尤買上額賣ノ規則等ハ右何濟ノ上更ニ詳細取調相何可申候條先大要ノ處可仰高裁候也

指 令 (明治十年十一月五日)

何ノ趣聞屆金一萬八千圓内務省ヘ貸下ケ候條右金額大藏省ヨリ受取進テ賣拂代金ヲ以て返納可致事

大藏省ヘ達(明治十年十一月五日)

別紙外務内務兩省何藥用阿片買入ノ儀案書ノ通及指令候條金額渡方可致計此旨相達候事

(第一)

外國産藥用阿片買入ノ要旨

藥用阿片類ハ日本内地ノ産亦良好ニシテ藥劑ト爲スニ足ルカ故ニ日本人民需要ノ分ハ内産阿片ニテ大凡ソ用ヲ爲スト雖モ其産出ノ數未ダ充分ナラス下條調査

ノ如ク九百ポンド程外國ヲ仰カサルヲ得ヌ加之外國人ニ至リテハ未ダ日本産ノ阿片ヲ信用セサル故之ニ供スル分トモ差向キ杜耳格等阿片ヲ海外ニテ買入各開港場司藥場ニテ左ノ擬案ノ如キ方法ヲ以テ販賣スルヲ禁ス右ノ如ク阿片需要ノ活路ヲ閉ク上ハ外國人ノ自ラ輸入セント企ツル分ハ猶更一層嚴重ノ検査ヲ加ヘ之ヲ連絶シテ條約ノ權利ヲ保存スレハ吸煙阿片ノ輸入ハ確トシテ杜塞スルヲ得ヘシ

第一 各開港場司藥場ニテ外國人ハ阿片ヲ販賣スルハ何所出盤ノ司藥場ヨリ前以テ横文新聞紙等ヲ以テ司藥場ノ賣渡規則ニ從ツテ買ハント欲スル外國人ハ賣渡スルハ其外國人ハ通知シ置要ノ外國人ハ可成需餘ノ少數ヲ以テ賣與フヘシ然レ共藥商醫者等ハ多數アラサレハ兼テ司藥場ニテ其姓名ヲ知り得ヘキ管ニ付其需ノ數ニ應シ零餘ノ少數ニ限ラサルモ不可ナルナシ尤其買入ノ姓名及ヒ住所並需用スル者ノ趣意書請取タル上ニテ賣渡スヘシ  
精良阿片ハ價格モ貴キ故濫リニ之ヲ吸煙用ニ變換スルモノニ有之マシ若又彼非常ニ多數ヲ買入ル、或ハ度々頻繁ニ買入ル、等其模樣怪ムヘキ時ハ先ツ賣與フル事ヲ止メ地方官ヘ報告シテ其形狀ヲ探察シタル上吸煙ノタメ賣與タル證據ヲ視ハ再ヒ其者ニ賣ル事ヲ止ムヘシ

第二 外國藥商ノ内兼テ司藥場ニ注文シ多量ノ杜耳格阿片ヲ買入レン事ヲ認ムトキハ其求ニ應スルモ不可ナルナシ即チ横濱ナラハ英商ハルトリースコット等ノ如シ

第三 阿片ハ暑熱ノ時需用最モ多シト聞然レハ毎年九月ニ西洋其筋ニ注文シ三月ニ至リ其斤商船載シ暑天ノ需用ヲ準備シ四月ニ至リ更ニ注文シ八月ニ至リ其斤商ヲ船載シ翌春マテノ準備ヲ爲ス手續ニ定メテラハ俄ニ關乏ノ憂有之マシ其斤商ノ如キハ各開港場外國人需用ノ分平年分ノ總計凡ソ二百ポンド程ナラハ大抵足ラサルナシト聞ク「據ルヘキ證據アルニ非ス」内國人ノ需用ノ不足ヲ補フ分凡ソ七百ポンド合計九百ポンドヲ買入ルトキハ大抵藥用ヲ闕カサルヘシ一ポンドノ價凡ソ二十圓ト概算シテ其元資金一萬八千圓ノ高ヲ要ス最モ司藥場ニテ頒賣スルニ當リ別ニ利潤ヲ見ル事ナク只微少ノ手数料ヲ定メ司藥場頒賣ノ雜費トス

第四 右九百ポンドノ數ヲ横濱ヲ初メトシテ各開港場及東京大阪へ相當ニ分頒スヘシ

第五 前書貯蓄ノ杜耳格阿片ヲ販賣シ次ノ船載品ヲ待ツノ時間杜耳格阿片絶無ニ至ル、モ外國人ニ對シ司藥場ノ賣トナル理ナシ其條約ニ輸入ヲ禁スルモノヲ特別ノ取扱ヲ以テ頒賣スル事ナレハナク然レトモ可成ハ注意シテ關乏ニ至ラサル様ニ陸續ト貯置クヘシ病容必需ノ要品ナレハナリ

第六 日本産ノ精良阿片ハ司藥場検査済ノ證書ヲ付シ買入レント欲スル外國人ニハ賣渡スヘシ是價格モ杜耳格ヨリハ廉ニシテ其効驗著明ナルトキハ漸次是ヲ備用スルニ至ルヘキ理アレハナリ

(第二)  
明治八年中三府ニ於テ藥商取扱タル内外國產阿片ノ概數  
一、阿片二千五百斤餘  
此英磅三千三百三十三磅餘

內  
國產二千九百三十三磅餘  
輸入品四百磅  
外國人各自賣シ來リテ藥用ニ供スル分一箇年分概數ノ見込

一、外國產百磅  
五港并ニ他ノ地方ニテ取扱ヒタル内外品一箇年ノ概數見込凡ソ三府ノ三分一ト積リ  
一、外國產百三十三磅  
一、國產 九百七十七磅餘  
日本産阿片試驗上藥用ニ適セサル分凡ソ二百七十磅内外ト見做シ其關ヲ補フ分「百磅中凡ソ七磅ノ不適品アルト見做ス」  
一、外國產二百七十磅  
合計四千八百十三磅

右ノ通ナルヲ以テ外國產ヲ買入ルニハ是非共九百磅餘ノ商ヲ要セサレハ開港場ノ輸入密賣ヲ嚴禁スル能ハサルヘシ若シ其咽喉タル開港場ヲ取締リテ内服要用ノ供給ヲ闕クトキハ内外國人醫藥用ノ困難其差支亦容易ナラサルヘシ  
蓋シ阿片需用ノ精密ナル實數ヲ得ルハ殆ント難事ナリ何トナレハ一般營業者ニ公達シテ取調書ヲ出サシムルトキハ外國產ハ輸入禁止ノモノナルヲ以テ極メテ少數ヲ配シ内國產ハ課税ニ願慮シテ決シテ其實ヲ告ケサルヘシ今此概數ヲ掲ケタルハ一昨年三府ノ實際ニ付探偵シタル數ヲ以テ其他ノ地方ヲ推測シ且官公私立ノ病院及ヒ醫師一己ノ需用平均數等ヲ彼是參考推測シタルモノナレハ此亦確實ノ數ヲ得タルモノト云フヘカラス因テ右概算ノ金額ヲ以テ一箇年兩度ニ買入レ暫ク其量況ヲ察セハ二年ノ始ニ至リテ略實數ヲ算知スヘシ故ニ其期ニ至リテ此算數ニ増減アルハ亦豫メ確證シカタクモトス

別紙外務内務兩省何藥用阿片買入ノ儀大藏省へ御照會ノ未審案候處兩省何ノ趣尤ノ次第ニ付御聞届相成可然哉左案取調相候也(案省略)  
在留外人に和洋兩文を以テ阿片賣渡規則の告知 明治十一年政府は和洋兩文の阿片賣渡規則を作成し各開港場在留の外國人に告知せり。  
即ち次の如し。

Regulations for the sale of opium.

15 th. Octoberr, 1878.

Permission to sell opium to Foreigners will hereafter be granted only for medicinal purposes, in accordance with the following Regulations.

- Art. 1. Supplies of opium may be obtained only at the open ports and cities in Japan, on application to the Imperial Japanese Laboratories (Siyakujo) under control of the Home Department; or where no such Laboratories exist, to the Local Government offices.
- Art. 2. Opium shall be supplied only to those, who are licensed by their Government as apothecaries.
- Art. 3. The opium to be supplied as above shall contain from 6 to 11 per cent. of morphine, and each vessel shall be labeled with the stamp of the Imperial Japanese Laboratory.  
The quantity of opium to be supplied at one time shall not exceed 40 momme (about 5 ounces).
- Art. 4. Any apothecary, who wishes to obtain a supply of opium; must apply in writing, setting forth his name, residence, nationality and date, on application, in full together with the quantity of opium, which he requires.
- Art. 5. Apothecaries, who have been supplied with opium as above provided, shall sell the same only to such persons as hold the prescriptions of a physician, or to any physician, upon his written certificate, that the same is required for his professional use. The sale of opium to any other person is entirely forbidden.
- Art. 6. Any apothecary requiring a further supply of opium as aforesaid shall, on every application to the Imperial Laboratory, produce a statement showing the quantity of opium previously supplied by the Laboratory to him, and the quantity sold by him and also the total quantity used by him in preparing and compounding medicines, out of the amount so received, together with a statement of the quantity remaining on hand.  
Certificates and prescriptions of physician referred to in the preceding article and also the statement describing the medicines compounded together with the quantity of opium used in their preparation, as stated in the present article, shall be kept for examination by the officials of the Japanese Government, whenever required.
- Art. 7. Any apothecary failing to produce the statement alluded to in the 6th article, or who shall sell or transfer opium to persons not provided with the prescription of a physician or without the written certificate of a physician indicating that the same is required for his professional use shall be denied any further supply of such opium, and apothecaries suspected of having disposed of opium for smoking purposes shall also be denied a further supply of opium.

(文歐) 則規渡賣片阿

明治十一年八月太政官布告第廿一號

(別紙) 阿片賣渡規則 (和文)

- 日本帝國政府ノ特許ヲ以テ今後外國人阿片ヲ藥用トシテ需用スルモノニ限リ左ノ規則ニ從テ阿片ヲ賣渡スヘシ
- 第一條 阿片ノ賣渡ハ日本開港開埠市場ニアル内務省所轄ノ司藥場ニ於テスヘシ司藥場ナキ場所ハ該地方廳ニ於テスヘシ
- 第二條 右賣渡ス所ノ阿片ハ百分中六分ヨリ十一分ニ至ルノ「モルヒネ」ヲ含ミタル品ニシテ司藥場ノ檢印紙ヲ貼スヘシ  
但賣渡ス可キ阿片ノ量ハ一度ニ四十匁以下タルヘシ
- 第四條 阿片ヲ買ハント欲スル藥師ハ其姓名、住所、國名、量目、月日ヲ詳細記載シタル書面ヲ以テ願出ヘシ
- 第五條 阿片ヲ買受タル藥師ハ醫師要用ノ旨ヲ記セル證書又ハ醫師ノ處方書ヲ持參スル者ニ限リ之ヲ賣渡スヘシ其他ハ總テ賣渡ヲ禁ス
- 第六條 右藥師ハ更ニ賣渡ヲ求ムル度毎ニ前回ノ買請高、賣捌高、製藥ニ用ヒタル總高及ヒ其殘餘ノ高ヲ記載シタル書面ヲ司藥場ニ差出スヘシ  
但前條ノ證書處方書及ヒ本條ノ製藥ニ用ヒタル種類、量目ヲ詳細セル書面ヲ貯ヘ置臨時日本政府吏員ノ檢査ニ供スヘシ
- 第七條 第六條ノ書面ヲ記載シテ差出サス又ハ醫師要用ノ旨ヲ記セル證書或ハ醫師ノ處方書ヲ持參セサル者ニ阿片ノ賣渡シ又ハ讓與スル或ハ阿片ヲ吸煙用ニ供スル疑アル藥師ニハ再ヒ賣渡シテサザルヘシ

明治十一年十月十四日

日本政府内務省衛生局

副報

本條ノ規則ハ東京橫濱ニ於テ本年十月廿日ヨリ施行シ其他ノ開港開埠市場ニ在リテハ該地ノ司藥場或ハ地方廳ヨリ發賣ノ月日ヲ公告スヘシ  
前記賣渡規則施行に關シ衛生局より司藥場に對シ次の如き達ありたり。

衛第四六八六號阿片賣渡規則施行に關する達

東京司藥場

今般阿片賣渡規則之儀別紙和洋兩文之通外國人へ報告候條發行期日ニ至リ拂下方差支無之様可取計此旨相達候也

但本文規則編制ノ際ニクマン氏ヘモ及協議同氏ニ於テ種々意見申出候處爾後外務省ヘモ協議之末同氏ノ意見通りニ修正兼致候條目モ有之候條其段示諭可有之事

明治十一年十月十五日

衛生局長 長 與 專 齊

阿片試驗並買上取扱手續に關する疑義照合 阿片試驗並買上取扱に關する手續中の疑義につき東京司藥場と衛生局長との照合ありたり。即ち次の如し。

第七七號

客歲十一月本省乙第六十八號御達ニ據リ各府縣ヨリ各自所持之阿片試驗並買上ヲ願出候者有之候處該試驗ノミヲ乞フモノ、中差掛リ左記ノ如キニ至リテハ客歲第六千百一十一號御達ニ適例モ無之ニ付至急御指令有之度此段相何候也

明治十二年二月十八日

東京司藥場

衛生局長 長 與 專 齋 殿

第一條 試驗ノミヲ乞フモノノ内モルヒキノ含量十三プロセント以上ニシテ第二十一號公布藥用阿片買上製造規則第十五條ノ制限ニ超過スルモノアリ右ハ該所持人ニ説諭ノ上相當ノ代價ヲ以買上可申哉將第六千百一十一號御達第五號ニ據リ矢張其含有量之通り商標ニ記載シ返付可致哉  
第二條 同上品位相當ナルモノ、中其量日八分五分或ハ六分六分等ニテ其端量(五分或ハ六分等)ニ充タサルモノアリ右端量ハ矢張該所持人ニ説諭ノ上相當ノ代價ヲ以買上可申哉又ハ同瓶ニ容レ容量不足ヲ記シテ返付可致哉  
右ニ對シ衛生局ノ應答左ノ如シ  
書面何之趣左之通可相心得事

第一條 一項之通第二條規則實施前ハ一々ニ充タサル量ヲ一器トナスハ差支無之ニ付強テ買上ヲ要セス名簿上ニ其量目ヲ明記返納スヘシ但最モ微量ノモノハ定例ノ裝置ヲ要セス包紙上ニ其旨ヲ記シテ返納スルモ妨ケナシ  
明治十二年二月廿一日 衛生局長 長 與 專 齋

阿片小賣價格に關する質疑應答 阿片小賣價格に就き次の如き質疑應答ありたり。

第三百三十號

別紙之通特許藥舖竹内久兵衛ヨリ何出候ニ付左記之通指令致シ可然哉右ハ差掛リ候義ニ付迅速御指令相成度此段相何候也

明治十二年五月九日

東京司藥場

衛生局長 長 與 專 齋 殿

指 令 案  
書 面 何 之 通

東京司藥場

別 紙

阿片小賣價格御何

淺草區特許藥舖

總代理 竹内久兵衛

右奉申上候阿片賣捌之義手續料三割ヨリ不可越トノ御報告雖有承知難在候右者親賣直段ト相心得候若シ醫家ヨリノ處方中ニ阿片壹瓜乃至半瓜ト有之或ハ阿片ノミ込瓜乃至半瓜ト賣捌候節モ御報告通り三割ノ賣値ニテ殆ント無利ノ如クニ御座候何トナレハ阿片一瓜ノ原價三厘ト見做シ其賣値九毛ニ御座候此ノ利益ニテハ中包及上袋等ノ代價ニ當リ不申候故瓜賣之義ハ適宜ノ賣値ニテ賣捌候テ宜敷候哉何率御指令被下度此段奉願上候也

明治十二年五月八日

淺草區駒形町二十八番地

右 竹内久兵衛 印

同 藥 場 御 申

右に對し左の通指令ありたり

書面何之通

明治十二年五月十日

衛生局長 長 與 專 齋

阿片受拂手續統一 阿片受拂の手續は地方によりて區々にして不便甚しかりしを以て次の如く統一せられたり。

衛生局ヨリ開拓使各府縣(東京、大阪府、神奈川、長崎兩縣ハ除ク)へ通牒(明治十二年三月二十九日)

阿片賣上並製造規則ノ條來五月一日ヨリ施行可相成ニ付テハ右阿片受拂手續ノ儀各地方區々相成候テハ不都合ニ付當局ニ於テ別紙ノ通取調候條右ニ準シ御取調相成度此段及御照會候也

東京、大阪、横濱、長崎各司藥場へ達(明治十二年三月三十一日附イ第七五一號)

阿片受拂手續之儀別紙之通取調各府縣へ及通達候條賣場ニ於テモ右ニ照準可取扱旨此段御達候事

明治十二年三月卅一日

別 紙

一、各地方廳及ヒ各司藥場ヨリ阿片ヲ拂下クルハ明治十一年八月太政官第二十一號布告ヲ遵守シテ願出タル藥舖ニ限ルモノトス  
但外國藥舖ニハ開港開市場アル地方ニ限リ賣渡スモノトス

一、阿片ハ粉末一々ヲ以テ一器トシ每器ニ同藥場検査印紙及「番號毎半年改號」「モルヒネ」ノ含量等ヲ明記セル藥名箋ヲ貼附シ毎年二次衛生局ヨリ各府縣同藥場アル地方ハ之ヲ除クニ配達スヘシ

一、府縣廳ハ每半年分拂下ノ豫算ヲ以テ一月七月ノ兩度内務省へ受取方通牒アルヘシ若シ不足スルトキハ臨時受取方通牒アルモ妨ケナシ但シ本年七月ハ豫算通牒アルヲ要セス

一、府縣廳及同藥場ヨリ特許藥舖ニ阿片ヲ拂下ルハ毎年二期トス但シ缺乏ノ節臨時拂下クルハ規則第七條ノ通牒可ク且ツ拂下ノ定期ハ毎年三月ヨリ四月、九月ヨリ十月等地方ノ便宜ニ因リ定ムルヲ要ストモ本年ハ五月ヨリ七月ニ至ルヲ一期トスルヲ欲ス

一、府縣廳ニ於テ阿片ヲ拂下クルトキハ其都府廳ノ住所姓名、外國人ナレハ其國名ヲモ記スルヲ要ス瓶數、番號、代價、月日ヲ詳細簿記シ置キ每半年一月ヨリ六月七日ヨリ十二月分應形ノ表ニ通ツ製シ一ハ地方廳ニ備ヘ一ハ特許藥舖ヨリ差出シタル表並外國藥舖ヨリ差出シタル書面ト共ニ二月並八月中ヨリ送カラルベシ内務省ニ送達スヘシ

但シ本年ハ來五月ヨリ十二月ニ至ル分ヲ一額シ十三年二月中途ニ送達アルヘシ

一、府縣廳ニ於テ内外國藥舖ニ阿片ヲ拂下ルトキハ都府縣現金ヲ以テ收入シ置キ毎年三月六月九月十二月ノ四次銀行又ハ郵便局換券ヲ以テ内務省ニ上納アルヘシ

一、内務省ニ於テ阿片買下拂下ノ價格ハ每半年或ハ一年ヲ通シテ之ヲ定メ衛生局ヨリ報告スヘシ

一、特許藥舖ニ於テ阿片ヲ販賣スルハ衛生局ヨリ報告ノ原價ニ相等ノ手数料ヲ加フヘシト雖モ三割ヨリ超過販賣ス可ラサル旨豫メ府縣廳ヨリ特許藥舖ニ布達アルヲ要ス

一、内務省ヨリ拂下クル所ノ阿片其價格ニ毎期多少ノ差異ナキヲ得サルニヨリ府縣廳ニ於テハ其高低ニ不拘番號ノ順ヲ逐ヒ其定價ニ從ヒ拂下クルヲ要ス

明和表簿形

主任 官 等 姓 名 印

受入月日	番 號	百分中モルヒネ量	瓶 數	價	一瓶ノ價
何月何日	第 何 號	九以上十	何千何百	何百何圓	拾何錢何厘
何月何日	第 何 號	十以上十一	何千何百何十	何百何圓	何 十 錢
總 計			何千何百	何千何百圓	何 十 錢

前記ノ殘餘品アルトキハ表初ニ記入スヘシ

拂 下

拂下月日	番 號	瓶 數	價	藥舖住所	姓 名
何月何日	第 何 號	何百何千	何千何百	何國何郡區何町	特許藥舖何某
何月何日	第 何 號	何拾何何	何圓	村何番地	何國人何某
總 計		何百何十	何百何十圓		何 十 人

元受拂下差引殘

阿片何百何瓶明治何年六月三十日、十二月三十一日現在高前書之通相無之候也

年 號 月 日

府 縣 長 官 印

東京司藥場にて罌粟の栽培 衛生局は明治十二年始めて東京司藥場に命じて罌粟を栽培せしむ。依つて司藥場は和泉町同場構内に栽培し同十三年第一回報告、同十四年第二回報告を提出せり。今第一回報告を示せば次の如し。

第一回罌粟栽培報告

明治十二年十月中旬東京神田區和泉町東京司藥場内ニ於テ凡百六十四坪ノ地ニ罌粟子ヲ播種シ翌十三年五月十九日ヨリ阿片ノ採取ヲ初メ同月二十九日ヲ以テ全ク之ヲ了リ而シテ其罌粟ヲ算スルニ白花單辨ノモノ二千四十八本周緣赤色單辨ノモノ二千二十二本紫花單辨ノモノ二百五十八本ナリ然リ而シテ採取ノ時間ハ大概午前七時ヨリ正午或ハ十二時ヨリ午後五時ニ終リ其方法ハ小鋸刀ヲ以テ罌粟ノ球面ヲ最モ淺ク縱殺スルニ汁液多量ニ滲出シテ球面ニ久シク之ヲ放置スルコトヲ得サルヲ以テ(スミルナ國ノ方法ハ一夜間ヲ經テ之ヲ採取スルヲ例トス)三四時間ヲ經テ最初縱斷セシ球ヨリ逐次之ヲ採取シ竹筒(竹筒ハ阿片乾燥ノ後粘着スルノ憂ヒ少ナシ)上ニ廣布シ大氣流通ノヨキ室内ニ靜置スルコト數日ニシテ適宜ノ硬度ニ至ラシメタリ

右ノ阿片ヲ更ニ攝氏百度ノ温ニ乾燥シテ粉末トナシ「フリニツキダル氏」ノ試驗法ニ依リ「モルヒネ」ヲ定量セシニ左ノ成績ヲ得タリ

罌粟ノ種類	採取月日	收 額	高	百分中モルヒネ量
白花單辨	五月十九日	八匁二五		六・七五〇



同	五月二十一日	一〇・七五	五・一〇〇
同	五月二十五日	一三・八五〇	三・八五七
同	五月二十六日	一・八八五	
同	五月二十七日	〇・八八五	
同	五月二十八日	一・九二〇	二・九五〇
小計		三六・九四〇	六・六二五
紫花單辨	五月十九日	一・九〇〇	六・六二五
同	五月二十日	一・九五〇	六・六二五
同	五月二十一日	二・九一〇	三・二二五
同	五月二十五日	一・九七〇	
小計		八・九三〇	七・七二五
周縁赤色單辨	五月十九日	一・九三〇	
同	五月二十日	二・九八〇	
同	五月廿一日	一・九一〇	
同	五月二十五日	一・九六〇	六・九〇〇
同	五月二十六日	二・九〇〇	七・六五〇
小計		一六・九八〇	
總計			

表中心アルハ二乃至三日分ノ收額ヲ合併シテ試驗セシモノナリ  
右ノ成績ヲ以テ考フルニ「モルヒネ含量ハ其初日採收セシモノ最多ク逐次漸少ナキヲ以テ阿片ハ罌粟球ノ最モ未熟ナルトキ採收スルヲ佳トス蓋シ阿片ノ採  
收ハ落花後直ニ着手スルヲ例トスレトモ本年ハ少シク此良期ニ遅レ且肥料並ニ播種ノ廣狹其他培養ノ方法等未タ充分ナラサルヲ以テ更ニ來歲ヲ俟テ再ヒ試製  
シ其成績ヲ報告スヘシ

明治十三年八月  
東京 藥場  
阿片烟に關する罪を刑法に規定 明治十三年阿片烟に關する罪を刑法に規定し嚴罰に處し國民の烟禍防止の徹底を期せり。次で明治四十年

四月次の如く改正せられ今日に至れり。  
刑法 (明治四十年四月二十四日法律第四十五號)

- 第十四章 阿片煙ニ關スル罪
- 第三百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
  - 第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
  - 第三百三十八條 稅關官吏阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
  - 第三百三十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
  - 阿片煙ヲ吸食スルタメ居屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
  - 第四百十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス
  - 第四百十一條 本章ノ未達ハ之ヲ罰ス
- 藥用阿片にモルヒネ含量の併記 藥用阿片にモルヒネ含量併記に關シ次の如く達せられたり。

明治十二年五月第一四一六號  
阿片受拂手續之儀過般術イ第七百五十一號ヲ以テ相違候處今般拂下品ハ同號ニシテ其品位ニ二種有之ニ付右手續中拂下表番號ト瓶數ノ間へ(百分中モルヒネ  
量)ノ一欄ヲ相加候條此旨更ニ相違候亦

拂下藥用阿片の價格規定 拂下藥用阿片の價格をモルヒネの含量に應じ次の如く規定せられたり。

内務省衛生局報告第九號 (明治十二年四月四日發行)

本年間阿片製造人ヨリ買上クヘキ酒阿片並ニ各地方官廳及ヒ可樂場ヨリ特許藥舖ニ拂下クル粉末阿片ノ價格左ノ通相定メラレタリ此旨報告ス

買上價格

酒阿片 百分中六以上七未満ノ「モルヒネ」ヲ含ムモノ 百日ニ付 金六圓三十錢

但モルヒネ含量一位ヲ増ス毎ニ金七十錢ノ價格ヲ加フ

拂下價格

粉末阿片 モルヒネノ含量九乃至十分以上ノモノ 壹瓶ニ付 金十三錢六厘

同 モルヒネノ含量十一乃至十二分以上ノモノ 同 金十五錢五厘

販賣阿片量標の改正 販賣阿片の量標を次の如く改正せられたり。

販賣阿片章標改製(明治十三年一月十六日)  
 販賣阿片章標之儀是迄相用候分漸ク拂底相成候ニ付テハ今般別紙之通兩様ニ改製シ即チ該二號ヨリ貼用可致候條此段及開申候也  
 註「新舊二様共寫眞版ニムルコト」  
 書面之趣附置候事

明治十三年一月二十二日

衛生局長代理 少書記官 島田 泰夫

販賣阿片に關する伺 販賣阿片取扱に關して一時に多量を要求する場合には規定容器にとらはれず適當の容器に容れ拂下を行ふこととせり。

販賣阿片(明治十三年二月司第九四號)

客年第七四六號ヲ以テ阿片末壹磅以上東京警視本署ヨリ申込分與可取計旨御通達相成候處右ハ其都度申込ミ量目ヲ秤リテ相渡候今般其々錯雜致候儀ニ付右之如キ請求ニ限リ今般百匁入並拾匁入ヲ調製致シ代價別紙之通り相定度此段相伺候也

東京 司 藥 場

衛生局長殿  
 書面之趣附置候事

一、金一四二錢六匁、九乃至十分ノ阿片十匁代 但是迄拂下來リ候代價

一、金六錢 瓶代

一、金二錢四匁 章標及ラツク勝手間貸等

計金一四十一錢但九乃至十分ノ阿片末拾匁入壹瓶ノ代價トス

一、金十四二十六錢 九乃至十分ノ阿片末百匁ノ代價 但是迄拂下來リ候代價

一、金二十錢 瓶代

一、金四錢 章標及ラツク勝手間貸等

計金十四五錢但九乃至十分ノ阿片末百匁入壹瓶ノ代價トス

右之通候也

阿片販賣人並阿片製造人の鑑札制定 明治十三年三月阿片賣買特許鑑札並同製造免許鑑札を規定されたり其雜形を示せば次の如し。

明治十三年 月 日 内務省 省印

何府縣何國何郡 何町何村何番地 氏名 年 齡

衛生局長 副印 長印

辨 何府縣何國何郡 何町何村何番地 氏名 年 齡

右阿片製造免許候事

明治十三年 月 日 内務省 省印

何府縣何國何郡 何町何村何番地 氏名 年 齡

衛生局長 副印 長印

辨 何府縣何國何郡 何町何村何番地 氏名 年 齡

右阿片賣買特許候事



阿片買上價格追補 阿片買上價格に關し次の如く追補せられたり。

新發第七千五百七十號

買上出願之生阿片中モルヒネ分六未満之品當分左ノ價格ヲ以テ可買上此段及達候也

但從前右ニ抵觸候指令同答之類ハ總テ消滅候儀ハ心得ヘシ

明治十三年十二月十四日

記

モルヒネ	一 未満	百日ニ付	金一 圓	モルヒネ	三以上四未満	百日ニ付	金二圓八十錢
同	一以上二未満	同	金一圓六十錢	同	四以上五未満	同	金三圓四十錢
同	二以上三未満	同	金二圓二十錢	同	五以上六未満	同	金四 圓
六以上ハ衛生局報告第九號之通							

東京 司 藥 場

衛生局長 長 與 專 齋

モルヒネ含量六分以下の阿片の買上停止 モルヒネ含量六分以下の阿片の買上は明治十九年以後停止せられたり。即ち次の如し。

新發第一一〇三號

モルヒネ含量六分以下の阿片買上ノ義ニ付相違置候儀モ有之候處右買上ノ方今後一切廢止候條此段更ニ相違候也

明治十八年十一月七日

東京 試 驗 所

衛生局長 長 與 專 齋

東京 試 驗 所

昨年十一月内國製造ノ阿片モルヒネ含量六分以下ノ阿片買上ノ一切廢止候旨相違置候處都合有之十八年中製造品ハ「モルヒネ含量ノ多寡ニ不拘從前之通買上可致事

明治十九年二月十九日

衛生局長 長 與 專 齋

外國人へ賣渡すべき乾燥阿片の價格規定 外國人に賣渡すべき乾燥阿片の價格を次の如く規定せられたり。

新發第二二九ノ内

外國人へ賣渡ス可キ乾燥阿片量日八匁瓶入價格ノ義本月十五日ヨリ右阿片モルヒネ含量九乃至十ノモノ邊親代價金七十錢ニ改定相成候條此旨相違候事

明治十九年三月十一日

衛生局長 長 與 專 齋

外國產濕潤阿片の拂下 外國產濕潤阿片の拂下げに關し次の如き應答ありたり。

新發六五〇號

阿片拂下之義ニ付何

一、獨逸國產濕潤阿片 拾貫口

但モルヒネ含量一〇・三八分

右者大日本製藥會社ヨリ別紙寫之通拂下ノ義出願候ニ付拂下不苦候哉就テハ該品ハ客棧獨逸國ヨリ購入相成未タ價格相分兼候ニ付前記數量ニ對スル價格御指示相成度併テ相候至念御指相成度候也

明治十九年五月二十六日

東京試驗所長心得 田 原 良 純

衛生局長 長 與 專 齋

右に對する局長の應答次の如し

書面何之趣阿片拂下代價之義ハ先以內納トシテ金五百六十八圓徴收シ現品可拂渡追應該品購入價格相分り候上過不足計算可致事

明治十九年五月卅一日

衛生局長 長 與 專 齋

別 紙

御 願

一、濕潤阿片 拾貫口

但乾燥百分中モルヒネ含量一〇・三八分

右御拂下被成下度此段奉願候也

明治十九年五月二十五日

大日本製藥會社 團

衛生局東京試驗所御中

東京市京橋區木挽町八丁目一番地

藥用阿片粉末の調製 藥用阿片の需用日に増加し之が調製には相當の設備なくては到底其需用を充たすことを得ざる状態になりたるも當局には其の設備なくやむを得ず明治十九年衛生局は阿片の製粉調製方を大日本製藥會社へ依託し爾來引續き該會社をして是に當らしめたり。次で明治二十七年に至りて東京衛生試驗所に蒸汽機關其他粉碎器等の設備完備したるを以て東京衛生試驗所に於て同年十一月より製粉調製を開始し於茲阿片調製は全く民間の手を煩はさざるに至れり。製粉依託に關する文書次の如し。

新發第八九三六號

東京 試 驗 所

阿片粉末調製方大日本製藥會社へ別紙之通委託候條此旨相違候事

但製粉ニ付瀧潤阿片ヲ製藥會社へ送付スルトキハ該品量目ハ勿論モルヒニ含量等送配スヘシ而シテ會社ヨリ右預ノ證書ヲ量目及含量ヲモ記載可爲致事

明治十九年十二月一日

衛生局長 長 與 專 齊

大日本製藥會社

衛生局長 長 與 專 齊

明治十九年十一月三十日

衛生局長 長 與 專 齊

阿片粉末調製委託

(別紙)

- 一、東京試驗所ヨリ瀧潤阿片ヲ送付シタルトキハ該品日相改メ預リ證書直ニ同所へ差出スヘシ
- 一、阿片粉製ハ瀧潤品拾貫日以下ハ該品受取タル日ヨリ日數十日以内ニ調製スヘシ
- 一、粉末ニ製シタル阿片ヲ東京試驗所ニ相納ルトキハ其粉末ノ量目及調製ニ依リ減シタル量目等詳細記載シ其社長ヨリ同所へ差出スヘシ
- 一、前項粉末阿片東京試驗所ニテハ會社社員立會ノ上量日相改メ受取ルヘシ
- 一、乾燥及粉末ノ調製不充分ト認ルトキハ再製ヲ命スヘシ但再製ノ手数料ハ交付セサルヘシ
- 一、粉製中東京試驗所員出張監督スルコトアルヘシ
- 一、會社ニ於テ預リタル阿片水災其他盜難等ニ罹リタルトキハ該品ニ對スル代價ヲ以テ日數十日以内ニ辨償スヘシ但辨償ハ東京試驗所ヨリ指定スヘシ
- 一、粉製手数料ハ瀧潤品壹貫日ニ付金五十錢ノ割合ヲ以テ向式年間ノ定額トス但式年超過ノ後ハ更ニ手数料ヲ定ムヘシ
- 一、會社ニ於テ若シ取扱上不和合ノ原アリト認ルトキハ各項ヲ更正シ或ハ委託ヲ解クコトアルヘシ

阿片賣買並製造規則中改正

明治二十年十月五日勅令を以て阿片賣買並製造規則中次の如き改正を加へられたり。

- 明治十一年八月第二十一號布告藥用阿片賣買並製造規則中左ノ通改正ス但第十五條ハ明治二十一年一月一日ヨリ施行ス
- 第二條 藥用阿片ハ内國產若クハ外國產ヲ論セス總テ内務省ニ於テ其品位ヲ定メテ之ヲ買上ケ地方廳ヲシテ阿片卸賣特許藥舖ニ之ヲ拂下ケシムヘシ
- 第三條 地方廳ヨリ拂下ケル阿片ハ量日一匁ヲ以テ一器トシ每器衛生試驗所ノ印紙ヲ貼附スルモノトス
- 第七條 特許ヲ受ケタル藥舖ハ半年分賣捌ノ高ヲ豫算シ毎年兩度該地方廳ニ申立其拂下ケ額ヲ可シ但關乏ノ節ハ臨時拂下ケ額ヲ可トラ得
- 第十三條

但内務省ニ於テ其品位藥用ニ適セサルモノトスルトキハ地方廳ヨリ其旨ヲ製造人ニ通知シ其阿片ハ其廳ニ預リ置クヘシ

第十五條 内務省ニ於テ買上ケ及拂下ケタル阿片ノ「モルヒニ含量」ハ買上品ハ百分中ニ九分以上拂下ケ品ハ百分中ニ十分以上ヲ含有スルモノトス

内務省稟議(二十年八月五日)

明治二十一年太政官第二十一號布告藥用阿片賣買並製造規則第二條ニ據レハ司藥場アル地方ニ於テハ藥用阿片ヲ該場ヨリ直ニ藥舖ニ拂下ケルノ成規ナレトモ司藥場即現時ノ衛生試驗所ナルモノハ阿片ノ試驗ヲ爲シテ之カ品位ヲ定ムル所ニシテ今日拂下ケノ如キ事務ヲ取扱フヘキ性質ノモノニアラサルヲ以テ阿片ハ地方廳ヨリ拂下ケシムルヲ適當トス又第十五條ニ於テ買上ケ及拂下ケル所ノ阿片ハ百分中モルヒニ六分以上十一分ニ至ル迄ヲ含有スルモノトアレトモ日本藥局方制定ノ今日ニ在テハ「モルヒニ含量」百分中十分未滿ノモノハ藥用トシテ使用スヘキニアラス因テ自今其買上品ハ阿片百分中モルヒニ九分以上(九分以上トシテ一分ノ餘裕ヲ與ヘタル所以ハ此九分以上ノモノト「モルヒニ含量」非常ニ多キモノトヲ調合スレハ十分以上適宜ノ量トナレハナリ)含有スルモノ亦拂下ケ品ハ「モルヒニ含量」十分以上ノモノト改正セサルヘカラス因テ此案ノ通勅令御發布アラントラ望ム

右開議ヲ請フ

法制局議案(明治二十年八月十二日)

別紙内務大臣請願藥用阿片賣買並製造規則中改正削除ノ件ヲ審査スルニ右ハ執レモ請願ノ通ニ付裁可ノ上勅令ヲ以テ公布セラレ可然ト認ム(元老院議定)

藥用阿片のモルヒニ含量改正

明治二十年十月勅令第五十二號を以て藥用阿片のモルヒニ含量を改正せられたるに付東京衛生試驗所に於ては從來各府縣へ配送しありたる阿片は二十一年一月一日以降は其用を爲さざるを以て返納せしめ別に含量十乃至十一%のものを發送し其交換を行ひたり。

明治二十年十月十九日告示第五號

阿片製造人ヨリ買上ケハ内國產瀧潤阿片並地方廳ヨリ阿片卸シ賣特許藥舖ニ拂下ケル粉末阿片價格來ル明治二十一年一月二十一日ヨリ左ノ通相定ム

買上價格

瀧潤阿片 百分中九分以上十分未滿モルヒニ「モルヒニ含量」タルモノ 百日ニ付 金四四五十錢

但シ「モルヒニ含量」十分以上ノモノハ本項ノ割合ニ依リ其價格ヲ増ス

拂下價格

粉末阿片 モルヒニ含量十乃至十一分ノモノ 一匁入一瓶ニ付 金十錢

阿片法の制定

明治三十年三月法律第二十七號を以て阿片法制定せられたり。其餘文次の如し。

第一條 阿片ヲ製造セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ  
第二條 阿片製造人ハ毎年十二月二十日迄ニ其製造シタル阿片ヲ政府ニ納付スヘシ  
前項ノ阿片ハ政府ニ於テ試験ヲ施シ其英兒比混含量所定ノ度ニ適スルモノニハ賠償金ヲ交付シ其不適品ハ無償ニテ燒却ス  
第三條 阿片ハ政府ニ於テ醫藥用品ニ限リ封緘ヲ施シ之ヲ賣下クルモノトス  
政府ノ賣下ケタル阿片ノ外ハ賣買、授受、所有又ハ所持スルコトヲ得ス

第四條 第二條ニ依リ賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ英兒比混含量及賠償金額並ニ第三條ニ依リ賣下ケヘキ阿片ノ價格ハ内務大臣之ヲ告示ス  
賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ英兒比混含量ヲ增加シ又ハ賠償金額ヲ低減セムトスルトキハ一箇年以前ニ告示スヘシ  
第五條 阿片ハ地方長官ヲシテ其管内藥劑師、藥種商中等ノ人員ヲ限リ卸賣人ヲ指定シテ賣下ケシム  
第六條 醫師及藥品營業者ニ於テ阿片ヲ要スルトキハ數量並ニ住所、氏名、年月ヲ記シ調印シタル證書ヲ以テ卸賣人ヨリ購求スヘシ  
醫師及製藥者ハ阿片ヲ藥劑師藥種商ヨリ購求シ又ハ藥劑師、藥種商五ニ之ヲ賣買スルコトヲ得此場合ニハ前項ノ證書ヲ以テスヘシ  
第七條 阿片ハ前條ノ外醫師ノ處方箋ヲ以テスルニ非サレハ賣買スルコトヲ得ス

藥劑師ハ政府又ハ他ノ藥劑師ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キテ阿片ヲ零賣スルコトヲ得此場合ニハ適當ノ容器ニ納メテ之ヲ封緘スヘシ  
藥種商ハ卸賣人タルト否ト問ハス政府又ハ藥劑師ニ於テ封緘シタル容器ヲ開キテ零賣スルコトヲ得ス  
第八條 處方箋並ニ第六條ノ證書ハ其日付ヨリ滿十箇年間之ヲ保存スヘシ  
第九條 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ阿片ヲ製造シタル者又ハ第三條第二項ニ違背シタル者ハ百圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十條 地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ製造シタル阿片又ハ政府ノ賣下ケタルニ非サル阿片ハ之ヲ沒收ス  
第十一條 第二條第一項ニ違反シタル者ハ三十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十二條 第七條第八條ニ違背シタル者ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第十三條 阿片製造人又ハ阿片卸賣人此法律又ハ其施行ニ關スル規則ニ違背シタルトキハ地方長官ハ其許可又ハ指定ヲ取消スコトヲ得  
附 則

第十四條 此法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス  
第十五條 此法律施行ノ日現ニ阿片製造人タルノ許可ヲ有スルモノハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト見做ス  
第十六條 此法律施行以前地方官ニ預リ置キタル阿片ハ之ヲ燒却ス  
第十七條 明治十一年布告第二十一號藥用阿片賣買並ニ製造規則ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

阿片法施行規則の制定 阿片法の制定に伴ひ同年三月内務省令第四號を以て阿片法施行規則公布せられたり。  
阿片燒却手續の制定 阿片法の施行に伴ひ阿片燒却手續を制定せられたり。即ち次の如し。

訓第三一八號 東京衛生試験所  
阿片燒却手續左ノ通心得ヘシ  
右訓令ス

明治三十年三月三十一日 内務大臣 伯爵 樺 山 資 紀  
一、阿片ノ燒却ハ試験ヲ爲シタル衛生試験所長之ヲ行フヘシ但内務省官吏ヲシテ立會ヘシムルコトアルヘシ  
一、阿片燒却期日ハ毎年四月十五日トス  
一、阿片ノ燒却ヲ終リタルトキハ納付者ノ住所氏名、年月日及量日ヲ記シ衛生試験所長及立會官吏アルトキハ其官吏連署ノ上内務大臣ニ報告スヘシ  
一、阿片燒却ノ際製造人ニ於テ縱覽ヲ望ムトキハ之ヲ許スヘシ

阿片煙膏取調 阿片煙膏に就き取調への必要を認め内務省は臺灣總督府より阿片煙膏を取り寄せ之を東京衛生試験所に送付し之が試験を命  
じたり。

衛發第二五三號 内務省衛生局  
臺灣總督府製藥所ニ於テ製造セル阿片煙膏參種及土人ノ納付ニ係ル阿片煙膏四種及御廻付候也  
明治三十年十月二十一日  
東京衛生試験所御中  
衛發第二五三號ノ内  
客年十月及御送置候臺灣ニ於ケル阿片煙膏成績必要ニ候間可成至急試驗ノ上其成績表御廻報相成度此段及御照會候也  
明治三十一年九月十六日 内務省衛生局  
東京衛生試験所御中

右の回答文左の如し  
九月十六日衛發第二五三號ヲ以テ書テ御送付有之候臺灣阿片煙膏試驗ノ上其成績御廻付可致旨御照會ノ趣了承右試驗候處別紙成績ノ通有之候條此段及御回答  
候也

臺灣阿片烟膏試驗成績

種類	水分	水可溶分	モルヒネ	灰分
上等 桂	一二・五五八	七六・四四二	含無水物 一一・五九五〇	四・六六
中等 桂	一二・六七一	八〇・一二九	含無水物 六・七六一〇	五・〇四
下等 桂	一〇・五五四	八一・九四六	含無水物 五・〇六一〇	五・〇六
大上 桂	一二・二三五	七九・六六五	含無水物 一・九七七五	四・一〇
一等 烟膏	一八・五一八	七三・〇二二	含無水物 一・八六八	四・五六
二等 烟膏	一九・三九〇	七一・一五〇	含無水物 一・四三九二	三・一八
三等 烟膏	一七・四二二	七三・五八八	含無水物 一・四九二〇	三・二八

備考 水分ハ攝氏六十度ニ於テ乾燥シ粉末シ得ルノ度ニ至リテ秤量セシモノナリ  
水ニ可溶分ハ被檢物一グラムニテ五十分ノ水ニ溶解シ其不溶分ヲ濾別シ乾燥秤量シテ得タル不溶分ノ量ト水分トヲ百分ヨリ控除シタルモノナリ  
莫見比留ノ定量法ハ日本藥局方ノ所定ニ據ル  
但無水物トハ六十度ニ於テ乾燥セシモノ含水分トハ濕潤品ニ換算セシモノナリ

明治三十一年十月三十一日

主任 齋藤 寬 猛

阿片法に依る阿片賣下代價の收入印紙納入 明治三十二年三月勅令第六五號を以て阿片法に依り納むべき阿片賣下代價は收入印紙を以て納入すべきことに定められ明治三十二年四月一日より實施せられたり。

藥用阿片の事務を衛生試驗所にて取扱ふ 藥用阿片の事務は爾後衛生試驗所にて取扱ふことなれり。即ち次の如し。

從來本省豫算ニ計上相成居候阿片費ハ來ル四十二年度ヨリ衛生試驗所ノ項ニ計上セラレ賣所へ配付令達相成候ニ就テハ各地方廳へ保管轉換スル藥用阿片ニ關

スル事務モ來ル四月一日ヨリ賣所ニ於テ御取扱相成度依命此段及通牒候也

明治四十二年三月二十九日

内務省衛生局長 窪田 靜太郎

東京衛生試驗所長 田原 良 純 殿

道ヲ別紙ノ通各地方廳へモ通牒致置候條爲念申添候也

(別紙)

内務省衛甲第二六號

賣管下阿片卸賣人へ拂下クル藥用阿片ノ保管轉換儀ハ從來當局ニ於テ取扱居候處來四十二年四月一日ヨリ藥用阿片ニ關スル事務ハ總テ東京衛生試驗所ヲシテ取扱ハシメ候條同所へ御請求相成度此段及通牒候也

明治四十二年三月二十九日

内務省衛生局長 窪田 靜太郎

北海道廳長官、府縣知事殿

製藥用阿片賣下に關する省令 大正六年八月十四日內務省令第六號を以て發布せられたる製藥用阿片賣下に關する省令次の如し。

(改正大正九年內務省令第四三號)

第一條 製藥用阿片ハ「モルヒネ其ノ他ノ阿片アルカロイド又ハ其誘導體若ハ製品ノ製造販賣ヲ目的トスル株式会社ニシテ內務大臣ノ指定シタルモノニ限リ之ヲ賣下ルモノトス

第二條 前條ノ指定ヲ受ケムトスル会社ハ左ノ事項ヲ具シ內務大臣ニ申請スヘシ

一、定 款

二、製造所ノ位置

三、阿片ヲ原料トスル製造品ノ種類、一箇年ノ製造豫定數量

四、業務執行者及主任技術者ノ氏名履歷

前項ニ變更ヲ要スルトキハ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三條 製藥用阿片ノ賣下ヲ受ケムトスル株式会社ハ其數量ヲ具シ東京衛生試驗所長ニ請求スヘシ

前項ノ賣下代價ハ東京衛生試驗所長之ヲ定ム

第四條 会社ハ帳簿ヲ備ヘ製藥用阿片ノ買受用途及製品ニ關スル事項ヲ明記スヘシ

前項ノ帳簿ハ三ヶ年間之ヲ保存スヘシ

第五條 製藥用阿片ハ第二條ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル株式会社間ニ限リ内務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ譲渡シ又ハ讓受クルコトヲ得

第六條 内務大臣ハ會社ニ對シ阿片ヲ原料トスル製造品ノ製造販賣狀況ノ報告ヲ命シ又ハ官吏ヲシテ之ヲ検査セシムルコトヲ得

第七條 會社ニ於テ阿片ヲ原料トスル製造品ノ製造販賣ヲ廢止シ又ハ會社カ解散シ若ハ内務大臣ノ指定ヲ取消サレタルトキハ製藥用阿片ノ殘餘ハ十日内ニ東京衛生試驗所長ニ買戻シ請求スヘシ

前項ノ買戻代價ハ東京衛生試驗所長之ヲ定ム

第八條 會社ニシテ阿片法又ハ本令ノ規定ニ違背シタルトキ若ハ内務大臣ノ命令ヲ遵守セサルトキハ内務大臣ハ其指定ヲ取消スコトアルヘシ

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

製藥用阿片賣下ニ關する省令第一條ニ依る會社の指定 大正六年十月内務省告示第八十號を以て製藥用阿片賣下ニ關する省令第一條に依る會社指定されたり。即ち次の如し

大正六年八月内務省令第六號製藥用阿片賣下ニ關スル件第一條ニ依リ左ノ會社ヲ指定ス

記

製藥用阿片賣下ニ關する省令第一條ニ依る會社の指定 大正六年十月内務省告示第八十號を以て製藥用阿片賣下ニ關する省令第一條に依る會社指定されたり。即ち次の如し

製藥用阿片中のモルヒネ含量指定方の改正 製藥用外國産阿片賣下の際に於けるモルヒネ含量の試験は從來乾燥品に對する百分量を記載したるも昭和二年より原品に對する百分量を表記することとなり。内務省主催にて製藥栽培阿片採收講習會の開催 大正四年五月内務省に於て阿片製造獎勵の結果大阪府三島郡福井村大字福井尋常小學校に於て製藥栽培阿片採收講習會を開催し講師として大阪府技師桑原五三、福井尋常小學校校長室彦太郎及福井村二反長音藏の諸氏を講師に囑託したり參加講習會員は大阪府の外二十二府縣六十六名に及べり、講習會員多數の爲第一回第二回に分け講習をなし終了證書を授與せり。續いて大正六年第三回を同所に於て開催し講師には桑原大阪府技師、藤高富山縣農會技師、室井福井尋常小學校校長及二反長音藏の諸氏、之に當り講習員は五十一名なり。更に第四回を大正七年第三回同様の講師を以て開催せり。其の講習員四十五名なり。

製藥用阿片買上及交付手續の制定 製藥用阿片買上及交付に關する手續次の如く制定せられたり。

製藥用阿片ノ買上ニ關スル件(大正八年十月三十日訓第七五一號)

阿片法附則第三項並阿片法施行規則第十五條及第十六條ノ規定ニ依ル製藥用阿片ノ買上ニ關スル件左ノ通心得ヘシ

- 一、地方長官ハ製藥用阿片ノ買上ノ請求アリタルトキハ現品ヲ受入保管シ其ノ容器ノ種類個數又ハ數量請求人ノ住所職業及氏名ヲ記シ東京衛生試驗所ニ報告スヘシ但現品ニシテ容器ヲ開披シタルモノ又ハ外觀上異常ヲ呈スル等藥局方ノ所定ニ適合セサル疑アルモノハ買上請求書ト共ニ之ヲ東京衛生試驗所ニ送付スヘシ
- 二、東京衛生試驗所長ハ地方長官ヨリ前項ノ報告又ハ送付アリタルトキハ製藥用阿片買上代價ヲ請求人ニ交付シ其旨地方長官ニ報告スヘシ
- 三、第一項ニヨリ地方長官ニ於テ受入保管スル製藥用阿片ハ之ヲ賣下用ニ供スルコトヲ得

製藥用阿片交付手續(大正八年十月九日内務省訓六九七號)

東京衛生試驗所

製藥用阿片交付手續

官廳又ハ官立ノ病院若ハ學校ノ請求ニ依リ交付スヘキ製藥用阿片ノ代價左ノ如シ但シ運送費ヲ要セス

第一號 (五グラム入)	金五拾錢
第二號 (二十五グラム入)	金貳圓五拾錢
第三號 (四百五十グラム入)	金四拾貳圓五拾錢

右加令ス

前記製藥用阿片交付手續は昭和七年六月は改正せられ其代價中第三號を(五百グラム入)金四拾七圓に第四號を(四百五十グラム入)金四拾貳圓五拾錢に改められたり。

沒收阿片類の處分 沒收阿片類の處分に就き大正四年三月十八日長崎地方裁判所檢事正武田乙次郎は司法省法務局長島田直通宛次の如き上申をなし司法次官は内務次官と照合の結果各裁判所に於て刑の確定し沒收したる阿片類は東京衛生試驗所に送附し東京衛生試驗所は之が運賃を支拂ひ阿片類は總て醫藥品適否の試験を経不適品は之を藥品製造原料としてモルヒネ等の製造原料に供することとせり。而して昭和六年には沒收麻薬も之と同一の手續に依り東京衛生試驗所に引渡し醫藥品製造原料に使用することとなりたり。又各税關に於ける沒收阿片類も同一の處分をなし國家の収益を計ることとなりたり。此の間の事情を示せば次の如し。

内務省司第一號

大正五年一月十三日

中川内務省衛生局長

田原東京衛生試驗所長殿

沒收ニ係ル阿片類處分方ニ關シ申號ノ通司法次官ヨリ照會有之乙號ノ通回答相成候間御了知置相成度

甲 號  
司法省法務官刑甲第四〇四號  
沒收ニ係ル阿片又ハ阿片煙等ノ處分ノ件ニ關シ長崎地方裁判所檢事正ヨリ別紙ノ通照會有之至極同感ニ有之候ニ付テハ右ニ關スル貴省ノ御意見致承知度此段及御照會候也

大正四年十二月二十九日

内務次官 久保田 政周 殿

司法次官 法學博士 鈴木 喜三 郎

追テ本文御同意ニ候ハ、右ノ引渡ノ方法ニ付テハ如何ナル手續ニ依ルヲ便宜ト致候ヤ併テ致承知度申添候

長崎地方裁判所檢事第三八一二號

從來當局ニ於テ阿片又ハ阿片煙或ハ阿片煙土等ノ沒收ノ判決確定シタルモノハ禁制品ノ故ヲ以テ發賣セズ廢棄處分ニ付シ來リタル慣例有之候處元來該品ハ高價ノ物品ナルニ之ヲ廢棄スルカ如キハ如何ニモ無益ニテ現ニ當局ニハ沒收言渡確定ノ阿片煙土百餘個其時價五千圓内外ノ物品現存致居候之ヲ大藏省又ハ内務省へ引渡シ製藥ノ資料ト爲スカ如キ道ヲ開カレ候ハ、藥品缺乏ノ今日多少ノ利益タル可シトモ存候貴見如何哉至急何分ノ御回示ヲ煩ハシ度此段及照會候也

大正四年三月十八日

司法省 法務局長 法學博士 豊島 直通 殿

長崎地方裁判所檢事正 武田 乙次 郎

追テ本文御同意ニ候ハ、引渡方ハ如何ニ處理可然哉其手續ヲ明ニシテ御回示有之度爲念申添候也

乙 號

可案第一號

大正五年一月十三日

司法 次官 殿

内務 次官

沒收阿片類處分方ノ件回答

客年十二月二十九日付刑甲第四〇四號ヲ以テ御照會相成候沒收ニ係ル阿片又ハ阿片煙等處分方ノ件了承本省ニ於テハ時局開始以來廢棄品ノ供給ニ就キ種々計畫中ノ事ニ有之右ハ阿片英兒比混等ノ原料トシテ使用シ擇ヘテ至極適當ノ事ト所存候間自今凡テ當省所管東京衛生試驗所へ保管轉換ヲ以テ御引渡シ相成候様御取計相成度

内務省司衛第一號

大正五年二月二日

中川内務省衛生局長印

田原東京衛生試驗所長殿

沒收阿片類處分方ノ件ニ付本月十三日附ヲ以テ及通照置候處其後更ニ司法省會計課長ヨリ甲號ノ通協議有之候ニ付乙號ノ通回答致置候間御了知置相成度

甲 號

司法省令甲第一〇四號

本年一月十三日司衛第一號ヲ以テ貴省次官ヨリ當省次官ニ對シ御回答相成候沒收ニ係ル阿片又ハ阿片煙等處分方ノ件右ハ御申越ノ如ク引渡致度ハ思料候へ共刑事事件ニ關シ押收シタル物件ハ從來各裁判所トモ物品會計規則ニ依ラズ別ニ預置物トシテ之ヲ取扱ヒ沒收トナリタルトキハ直チニ之カ處分ヲ爲スノ方針ヲ取リ來リ居リ候ニ付保管轉換ノ手續致余候様沒收ノ裁判確立シタル阿片類ニ付テハ檢事ヨリ直チニ貴省所管東京衛生試驗所へ無償ヲ以テ引渡シ之ニ要スル運搬費ノ義ハ同試驗所經費ヲ以テ支辨セラレ候様致度此段更ニ及御協議候也

大正五年一月廿四日

司法大臣官房會計課長 平野 亮 平

内務省衛生局長殿

乙 號

内務省司衛第一號

大正五年二月二日

中川内務省衛生局長

平野司法大臣官房會計課長殿

沒收阿片處分ニ關スル件回答

標記ノ件ニ付本月二十四日付令第一〇四號ヲ以テ運搬費ノ儀ニ付御協議ノ趣了承右ハ御申越ノ通ニテ差支無之候

モルヒネ其他藥品ノ拂下ニ關スル件

衛生局長通牒(昭和六年一月二十一日)

東京衛生試驗所長

標記ノ件ニ關シ司法省刑部局長ヨリ別紙(甲)ノ通照會有之候條別紙(乙)ノ通回答致置候條爲念此段及御通知候也

甲

司法省刑部局長照會(昭和六年一月六日刑第一三〇八三號)

前略沒收廢棄類ニ付テハ今後阿片類ト同様之ヲ貴所管東京衛生試驗所ニ無償ヲ以テ引渡ヲ爲ス方最モ適當ナル處置ト思考致候ニ付テハ貴省御意見承知致度同



答券々及照會候

追テ引渡ニ要スル運搬費ハ同試験所支辨ノ事ト御合相成度候

乙 (昭和六年一月二十一日指發第四九八號)

標記ノ件ニ關シ一月六日付司法省刑部刑事第一三〇八三號ヲ以テ御照會ノ趣了知右ハ御意見ノ通御取扱相成モ當方ニ於テハ異存無之候條此段及御回報候也  
醫藥用阿片試験及調製の大阪衛生試験所移管 大正十一年四月衛生試験所事務分課中改正せられ從來東京衛生試験所に於て取扱ひ來れる醫  
藥用阿片の試験及調製に關する事項を大阪衛生試験所に移されたり。

内務省訓第二九四號

東京衛生試験所

衛生試験所事務分課中左ノ通改正ス

庶務部第二號ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

東京衛生試験所藥劑部ニ於テハ阿片法第三條第一項ニ依ル製藥用阿片ノ賣下ニ關スル事項ヲ管掌ス

大阪衛生試験所藥劑部ニ於テハ阿片法第三條第一項ニ依ル醫藥用阿片ノ試験及調製ヲ管掌ス

東京衛生試験所藥劑部ニ於テハ阿片法第三條第一項ニ依ル阿片ノ試験及調製ヲ管掌スヲ削ル

右訓介ス

大正十一年四月一日

内務大臣 床 次 竹 二 郎

阿片委員會官制の制定 昭和六年四月一日勅令第三八號を以て阿片委員會官制公布せられたり。

本會は内務大臣の監督に屬し内地及内地外地域に於ける阿片麻藥關係事項を調査審議する機關なり。

阿片價格一覽表 明治十二年より昭和八年に至る阿片賠償及賣下價格を一括して示せば次の如し。

(1) 阿片賠償金額

年月	モルヒネ%	以上一分	同二分	同三分	同四分	同五分	同六分	同七分	同八分	同九分	同十分	同十一分	十二分以上
明治十二年ヨリ													〇・七〇増
同十八年末マテ							大・五〇	七・〇〇	七・七〇	八・四〇	九・一〇	九・八〇	〇・七〇増
十九年ヨリ							大・五〇	七・〇〇	七・七〇	八・四〇	九・一〇	九・八〇	〇・七〇増
二十年末マテ							大・五〇	七・〇〇	七・七〇	八・四〇	九・一〇	九・八〇	本價ノ一割増

年月	モルヒネ%	以上一分	同二分	同三分	同四分	同五分	同六分	同七分	同八分	同九分	同十分	同十一分	十二分以上
二十一年一月ヨリ													以上一分増ヌ毎ニ〇・五〇ヲ加フ
三十年三月マテ													五分未滿ハ含量ニ不拘ニ五分ノ割
三十年四月ヨリ													五分以上ハ一・〇〇増
大正五年三月末マテ													五分未滿右ニ同シ
大正五年四月ヨリ													五分未滿右ニ同シ
七年三月マテ													五分未滿右ニ同シ
七年四月ヨリ													五分未滿右ニ同シ
八年三月末マテ													五分未滿右ニ同シ
八年四月ヨリ													五分未滿右ニ同シ
十一年六月八日マテ													五分未滿右ニ同シ
十一年六月九日ヨリ													五分未滿右ニ同シ
昭和三年七月末マテ													五分未滿右ニ同シ
昭和三年七月末マテ													五分未滿右ニ同シ
昭和五年八月一日ヨリ													五分未滿右ニ同シ
昭和七年四月末マテ													五分未滿右ニ同シ
昭和七年五月ヨリ													五分未滿右ニ同シ
昭和七年五月二日マテ													五分未滿右ニ同シ
八年五月一三日ヨリ													五分未滿右ニ同シ

(2) 阿片賣下價格

年月	モルヒネ%	賣下價格	賣下價格	賣下價格	賣下價格	賣下價格	賣下價格	賣下價格	賣下價格	賣下價格	賣下價格	賣下價格	賣下價格
明治十二年ヨリ同十八年末マテ	モルヒネ九一〇%ノモノ一匁入一瓶	〇・一三六	モルヒネ一一一%ノモノ	〇・一五五	同	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	〇・一〇〇
同十九年ヨリ二十年末マテ	モルヒネ一一〇%ノモノ一匁入一瓶	〇・一〇〇	モルヒネ一一一%ノモノ	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	〇・一〇〇
二十一年ヨリ三十年三月マテ	モルヒネ一一〇%ノモノ一匁入一瓶	〇・一〇〇	モルヒネ一一一%ノモノ	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	同	〇・一〇〇	〇・一〇〇
三十年四月ヨリ大正五年三月末マテ	賣下價格 一號(五五入) 〇・一七	二號(二五五入) 〇・八五	賣下價格 一號(五五入) 〇・二〇	二號(二五五入) 一・〇〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・三四	二號(二五五入) 一・七〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・四〇	二號(二五五入) 二・〇〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・五〇	二號(二五五入) 二・五〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・六〇	二號(二五五入) 三・〇〇	三號(四五〇五入) 四・二五〇
大正五年四月ヨリ同七年四月末マテ	賣下價格 一號(五五入) 〇・一七	二號(二五五入) 〇・八五	賣下價格 一號(五五入) 〇・二〇	二號(二五五入) 一・〇〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・三四	二號(二五五入) 一・七〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・四〇	二號(二五五入) 二・〇〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・五〇	二號(二五五入) 二・五〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・六〇	二號(二五五入) 三・〇〇	三號(四五〇五入) 四・二五〇
大正七年五月ヨリ八年三月末マテ	賣下價格 一號(五五入) 〇・一七	二號(二五五入) 〇・八五	賣下價格 一號(五五入) 〇・二〇	二號(二五五入) 一・〇〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・三四	二號(二五五入) 一・七〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・四〇	二號(二五五入) 二・〇〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・五〇	二號(二五五入) 二・五〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・六〇	二號(二五五入) 三・〇〇	三號(四五〇五入) 四・二五〇
八年四月ヨリ	賣下價格 一號(五五入) 〇・一七	二號(二五五入) 〇・八五	賣下價格 一號(五五入) 〇・二〇	二號(二五五入) 一・〇〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・三四	二號(二五五入) 一・七〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・四〇	二號(二五五入) 二・〇〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・五〇	二號(二五五入) 二・五〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・六〇	二號(二五五入) 三・〇〇	三號(四五〇五入) 四・二五〇
昭和八年四月ヨリ	賣下價格 一號(五五入) 〇・一七	二號(二五五入) 〇・八五	賣下價格 一號(五五入) 〇・二〇	二號(二五五入) 一・〇〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・三四	二號(二五五入) 一・七〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・四〇	二號(二五五入) 二・〇〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・五〇	二號(二五五入) 二・五〇	賣下價格 一號(五五入) 〇・六〇	二號(二五五入) 三・〇〇	三號(四五〇五入) 四・二五〇

附 録

衛生試験所年表

明治六年 三月 文部省内に醫務局設置せらる

六月 薬師登録者鑑形を定む

十二月 醫制制定せらる(醫制中五十四條より七十六條までは薬師開業試験並其免許及藥物の取締を收載す)

十二月 賣薬取締令發布せらる

七年 三月 東京司薬場日本橋馬喰町に設立永松東海場長に補せられ獨逸人ゲ・マルチン教師として招聘せらる

八月 東京司薬場下谷區醫學校内に移轉す

九月 毒薬三十一種の販賣取締規則發布せらる

十二月 ヨードカリ、キニーネ罰則取締令發布せらる

八年 一月 永松東海場長を辭す

二月 京都司薬場設立、獨逸人ドクトル、アイ、セ、ゲールツ教師として招聘せらる

二月 柴田永桂東京司薬場長心得を命ぜらる

三月 大阪司薬場を大阪市東區大手前町に設立九等出仕江頭元朴司薬場長心得に補せられ和蘭人ベ、ウ、ドワルス教師として招聘せらる

五月 東京司薬場長柴田永桂職を辭す

六月 文部省七等出仕島田泰夫東京司薬場長心得兼務を命ぜらる

六月 司薬場内務省に移管せらる

同月 薬品検査印紙貼付の規定成る

九年 三月 賈惡藥品販賣取締規則中に藥品追加せらる

五月 製薬免許規則發布せらる

六月 東京司薬場教師ゲ、マルチン任期満了に就き解職せらる

同月 司薬場試験係の名稱を廢し試験師の制を布かる

八月 京都司薬場を廢し横濱長時に司薬場設立せらる

同月 外國人出願に係る藥品の検査手数料徴收の制を定めらる

十月 直井延吉横濱司薬場長心得に任ぜらる、ドクトル、アイ、セ、ゲールツ教師として招聘せらる

十一月 ドクトル、ニーキマン長時司薬場教師として招聘せらる

十年 五月 横濱市北仲通舊伊國領事館跡に横濱司薬場設置せらる

二月 ドクトル、ベ、セ、ブルツへ東京司薬場教師に招聘せらる

同月 島田泰夫東京司薬場々長心得を解かれ屬官をして其場務を提理せしむ

三月 試験條令改正され不適品に告示箋を交付す

四月 試験師に委任、判任等外の階級を設けらる

同月 司薬場検査印紙を改正し毒劇薬標記を定めらる

六月 製薬學教場を廢止す

十一年 五月 柴田永桂大阪司薬場長を命ぜらる

同月 飲料水注意書の公布

八月 薬用阿片賣買並製造規則發布せらる

十二年 二月 大阪司薬場教師和蘭人ベ、ウ、ドワルス氏満期に就き解職せらる

大阪長時司薬場試験條令改正

三月 大阪司薬場長柴田永桂退職村橋次郎試験事務を監督す

三月 東京司薬場教師ブルツへ退職長時司薬場教師ドクトル、ニーキマン同場教師に轉す

十三年 二月 長時司薬場辻岡精輔東京司薬場勤務を命ぜられ櫻井小平太同場長に補せらる

六月 辻岡精輔東京司薬場長に補せらる

七月 東京司薬場試験條令改正せらる

八月 薬品検査印紙面記載方改正

十月 大阪司薬場北區中の島一丁日に移轉す

十四年 五月 東京司薬場教師ニーキマン満期に就き解職せらる

- 七月 藥品検査告示修正
- 七月 長崎司薬場廃止せらる
- 十五年 二月 太政官より衛生事務の擴張を達せられ一般衛生上に關する物件を試験することとなりたり
- 十六年 五月 司薬場の名稱を改め衛生局東京、横濱、大阪試験所と稱す
- 同月 處務權限並章程を定められ檢明、司薬及庶務の一掛を置く
- 同月 准委任御用掛後藤新平東京試験場長心得兼務を命ぜらる
- 同月 製薬所を廢し藥品試験所を新設せらる
- 八月 横濱試験所教師ドクトル、アイ、セ、ゲールツ卒す
- 十七年 五月 横濱試験所改築完成す
- 同月 辻岡精補横濱試験所長に補せらる
- 七月 後藤新平兼任を解かれ准委任御用掛長井長義東京試験所長を命ぜらる
- 九月 大阪試験所試験事務監督村橋次郎同所長に補せらる
- 十月 検査手數量徴收規程を定めらる
- 十八年 二月 司薬場検査印紙を廢し衛生局試験所印紙を定め醫藥に適する藥品にのみ之を貼用することとなりたり
- 九月 藥品試験所及藥草試験圃を東京試験所に屬せしめらる
- 十一月 村井純之助藥草試験圃長兼務を命ぜらる
- 同月 田原良純東京試験所長心得に補せらる
- 十九年 一月 藥品試験所廢止せらる
- 三月 試験所處務權限並章程を更訂し試験成績書には所長及主任技術官署名捺印することとす
- 同月 東京試験所に衛生參考館を設置す
- 五月 衛生試験彙報第一號發刊
- 二十年 二月 大阪試験所長村橋次郎解職せられ櫻井小平大同所長心得を命ぜらる
- 三月 藥品の封緘並藥品管發者取締の件發令
- 四月 櫻井小平大阪試験所長に補せらる

- 同月 田原良純東京試験所長に補せらる
- 五月 衛生試験所官制發布せられ東京、大阪、横濱衛生試験所と改稱し内務大臣直轄となる
- 同月 衛生試験所検査印紙を定めらる
- 七月 衛生試験所處務權限並處務規程を定めらる
- 十月 藥用阿片のマルヒネ含量改正され所有阿片の交換を爲したり
- 二十一年 五月 横濱市北仲通五丁目横濱衛生試験所の土地建物を司法省に譲り同市本町五丁目の同省用地を收受し新廳舎を新築し本月竣工し移轉したり
- 二十二年 三月 藥品管發並藥品取扱規則を發布せらる
- 同月 藥品巡視規則制定
- 十一月 藥品、鐵物及金屬の検査手數料改訂せらる
- 二十三年 一月 東京衛生試験所附屬藥草試験圃を文部省に譲渡せらる
- 三月 検査印紙貼付の藥品を限定せらる
- 四月 田原良純在官の儘留學の途につく
- 同月 中濱東一郎東京衛生試験所長兼務を命ぜらる
- 八月 中濱東一郎東京衛生試験所長に補せらる
- 同月 衛生試験所官制及處務分課を改正せらる
- 二十四年 一月 印紙貼付の生藥の種類を擴張す
- 四月 試験報告書謄本再下附制を定めらる
- 四月 東京衛生試験所内の事務分擔を定めらる
- 五月 再試験の制を定めらる
- 七月 再検査手數料を規定す
- 十月 大阪衛生試験所長櫻井小平太退職島田耕一岡所長に補せらる
- 二十五年 三月 試験手數料は登記印紙を以て納むべき旨公布せらる
- 四月 衛生試験所は其司事事務に係る民事訴訟に付國を代表する件發布せらる
- 十二月 依頼試験損害賠償に關する件通牒

- 二十六年 一月 衛生局衛生試験所の保證又は試験済なる文字記入禁止並試験成績書記載方の件公布せらる
- 七月 工業用酒精に混和すべきメチルアルコールの容器に貼付すべき印紙制定せらる
- 七月 田原良純辭職す
- 十月 報告書寫及反譯文の手数料を規定す
- 十一月 東京衛生試験所長中濱東一郎願に依り其職を免ぜらる
- 二十七年 五月 技師田原良純匈牙利國に出張被仰付
- 七月 田原良純東京衛生試験所長に補せらる
- 二十八年 一月 裁判關係品化學的鑑定事項取扱方の件通牒
- 二十九 十一月 衛生試験所技手を同書記に任用し得るの件發布せらる
- 同月 官制中改正
- 三十年 一月 大阪衛生試験所島田耕一辭職並同精補同所長に補せらる
- 同月 堀鏡之丞横濱衛生試験所長に補せらる
- 三月 藥品の封緘並藥品食物等の検査營業者取締の件發令
- 三月 阿片法及同法施行規則發布せられ賠償金額及買下價格を定めらる
- 同月 阿片焼却手續を定めらる
- 十月 登記印紙を貼用すべき書類取扱手續を定めらる
- 同月 横濱衛生試験所長堀鏡之丞辭職島田耕一同所長に補せらる
- 三十一年 十月 大阪市東區京橋三丁目に新築中なりし大阪衛生試験所竣工し移轉したり
- 三十二年 三月 阿片法に依り納むべき阿片賣下代價は收入印紙を以て納入の件發令
- 三十四年 六月 手数料に關する規定を公布せらる
- 三十五年 三月 官制中改正
- 三十六年 十月 横濱衛生試験所長島田耕一辭職齊藤寛猛同所長に補せらる
- 三十七年 三月 出張試験に關する費用徴收法を改訂す
- 六月 事務分限規程改正され東京衛生試験所に調査部を設置せらる

- 同月 大阪衛生試験所長辻岡精補卒し平山松治同所長に補せらる
- 三十八年 十月 大阪衛生試験所試験用瓦斯自製を廢し大阪瓦斯株式会社より其供給を受く
- 三十九年 三月 衛生試験所年報様式を規定せらる
- 五月 検査印紙貼付の様式を改め所名制印を施すことす
- 六月 検査印紙の種類を五種とす
- 同月 横濱衛生試験所長齊藤寛猛辭職西崎弘太郎同所長に補せらる
- 四十一年 四月 官制中改正
- 同月 備人の名稱を定め且其給料及被服給與規定を制定す
- 五月 手数料に關する規定改正
- 同月 事務分限改正され庶務課を庶務部と改む
- 同月 依頼藥品の小分官管實施せらる
- 四十二年 八月 東京衛生試験所長田原良純上海に於て開催の阿片會議に委員として派遣せられ同年歸朝
- 三月 東京衛生試験所棟瓦葺木喰落成す
- 同月 衛生試験所彙報を續刊す
- 同月 守醫を常置し守醫職務規程服務内規及同宿直規則を定む
- 四月 衛生局主管に係る薬用阿片に關する事務を東京衛生試験所に移管せらる
- 五月 東京衛生試験所新廳舎に移轉す
- 十一月 職員及備人に對する公務出張又は賞與及慰勞金給與の件所長に限り決行し得ることとなれり
- 四十三年 三月 東京衛生試験所新廳舎祝賀會開催す
- 同月 官制中改正せられ技手三人減す
- 四月 現職員勤務手当支給の件公布せらる
- 七月 東京衛生試験所長田原良純萬國食何衛生會議臨席の爲め白耳義國へ向け出發翌年歸朝
- 同月 高橋増次郎東京衛生試験所長代理を命ぜらる
- 四十四年 十月 横濱衛生試験所長西崎弘太郎和蘭國へ一ヶに於て開催の萬國阿片會議に委員として派遣せられ翌年歸朝

六月 依頼試験の爲め列任官以下内地出張に關して所長専行の件發令されたり  
四十五年 一月 高等官以下の内國出張及賜暇並除服出仕の件は各所長限り決行し得ること、なれり  
四月 非物調査費として經常費中へ金五千圓増額せられたるを以て河豚毒素テロドトキシンを調製し廣く刀奎界に無償分與の途を開きたり  
十月 鎮泉依頼者心得を印刷配布す  
大正 二年 三月 大日本婦人衛生會總裁東伏見宮妃殿下東京衛生試験所に監臨あらせられたり  
六月 官制中改正せられ横濱衛生試験所を廢止され各所を通じて技師一人技手四人及書記二人減員せらる  
七月 手数料に關する規定中改正せられ印刷紙料一箇二錢を三錢以内に又印刷紙料小分額手数料を廢止し新に包裝料徴收を規定す  
三年 五月 物品取扱細則を改正されたり  
十月 東京大阪兩衛生試験所に臨時製薬部を設置せらる  
四年 五月 官制中改正せられ兩所を通じて技師二人減員せらる  
十一月 高等官停給令中改正せられ衛生試験所長たる技師にて五年以上高等官三等に在り功績ある者は一人を限り高等官二等に陞進し得るの道  
を拓かれたり  
八月 製薬用阿片賣下に關する件を定められ東京衛生試験所に於て其取扱を爲すこと、なれり  
六月 大阪衛生試験所に於て阿片成積と題する冊子を刊行す  
八月 製薬用阿片賣下に關する件を制定さる  
七月 技師刈米達夫瓜哇島及錫蘭島へ出張被仰付翌年歸朝  
十二月 阿片法に依る賠償金額改正  
同月 醫藥品製造試験事務に従事せしむる爲め衛生試験所に臨時に技師七人、技手十七人、書記二人を増置せられたり  
八年 五月 技師國峯專吉英領印度へ出張を命ぜらる  
九年 七月 大阪衛生試験所長平山松治歐米へ出張(翌年歸朝)、町口英三同所長代理を命ぜらる  
九月 官制中改正せられ東京衛生試験所所長は之を勤任せしむることを得ること、なれり  
同月 内務部内臨時職員設置制を公布せらる  
同月 衛生試験所技手を同書記に任用し得るの件廢止せらる  
十年 二月 大阪衛生試験所に於て所員の義務官舎の制を布く

六月 依頼試験の爲め列任官以下内地出張に關して所長専行の件發令されたり  
四十五年 一月 高等官以下の内國出張及賜暇並除服出仕の件は各所長限り決行し得ること、なれり  
四月 非物調査費として經常費中へ金五千圓増額せられたるを以て河豚毒素テロドトキシンを調製し廣く刀奎界に無償分與の途を開きたり  
十月 鎮泉依頼者心得を印刷配布す  
大正 二年 三月 大日本婦人衛生會總裁東伏見宮妃殿下東京衛生試験所に監臨あらせられたり  
六月 官制中改正せられ横濱衛生試験所を廢止され各所を通じて技師一人技手四人及書記二人減員せらる  
七月 手数料に關する規定中改正せられ印刷紙料一箇二錢を三錢以内に又印刷紙料小分額手数料を廢止し新に包裝料徴收を規定す  
三年 五月 物品取扱細則を改正されたり  
十月 東京大阪兩衛生試験所に臨時製薬部を設置せらる  
四年 五月 官制中改正せられ兩所を通じて技師二人減員せらる  
十一月 高等官停給令中改正せられ衛生試験所長たる技師にて五年以上高等官三等に在り功績ある者は一人を限り高等官二等に陞進し得るの道  
を拓かれたり  
八月 製薬用阿片賣下に關する件を定められ東京衛生試験所に於て其取扱を爲すこと、なれり  
六月 大阪衛生試験所に於て阿片成積と題する冊子を刊行す  
八月 製薬用阿片賣下に關する件を制定さる  
七月 技師刈米達夫瓜哇島及錫蘭島へ出張被仰付翌年歸朝  
十二月 阿片法に依る賠償金額改正  
同月 醫藥品製造試験事務に従事せしむる爲め衛生試験所に臨時に技師七人、技手十七人、書記二人を増置せられたり  
八年 五月 技師國峯專吉英領印度へ出張を命ぜらる  
九年 七月 大阪衛生試験所長平山松治歐米へ出張(翌年歸朝)、町口英三同所長代理を命ぜらる  
九月 官制中改正せられ東京衛生試験所所長は之を勤任せしむることを得ること、なれり  
同月 内務部内臨時職員設置制を公布せらる  
同月 衛生試験所技手を同書記に任用し得るの件廢止せらる  
十年 二月 大阪衛生試験所に於て所員の義務官舎の制を布く

四月 技師刈米達夫及同村山義温歐米各國へ出張被仰付翌年歸朝  
五月 官制中改正せられ東京衛生試験所に技師二人技手四人及書記一人を増員せらる之即ち調査部擴張の爲めなり  
六月 度量衡取締規則により検査藥品の印紙面に其内容量目を標記すること、なりたり  
同月 阿片法による賠償金額改正せらる  
七月 大阪衛生試験所長平山松治勤任官を以て待遇せらる  
十二月 大阪衛生試験所長平山松治辭職町口英三同所長事務取扱を命ぜらる  
十一年 三月 東京衛生試験所所長田原良純辭職町口英三同所長事務取扱を命ぜらる  
同月 大阪衛生試験所所長事務取扱町口英三同所長に補せらる  
同月 大阪衛生試験所に於ける醫藥品製造試験事務を大正十一年度限り廢止せらる、こと、なりたり  
同月 衛生試験所評議會規定を定めらる  
四月 事務分課中改正せられ従來東京衛生試験所に於て取扱ひ來りし製薬用阿片の試験及調製に關する事務は之を大阪衛生試験所に移管され  
たり  
同月 技師衣笠豊歐米各國へ出張被仰付翌年歸朝  
同月 内務省所管製薬用植物栽培試験事務を東京衛生試験所に移管されたり依て埼玉縣粕壁町に六千餘坪の敷地を購入し之を栽培圃場にあて大  
正十一、十二兩年度の繼續事業として諸般の造替を完成したり  
同月 内務部臨時職員設置制中改正せられ製薬用植物栽培試験に従事する爲め技師一人技手一人を東京衛生試験所臨時職員中に増加せられたり  
之即ち製薬用植物栽培試験移管によるものなり  
同月 會計法中改正ありし爲め書記二人を増員され兩衛生試験所に各一人宛分屬せしめられたり  
五月 試験成績報告書に所長及主任技術官連署を廢し所印を押捺すること、改めらる  
七月 大阪衛生試験所所長町口英三勤任官を以て待遇せらる  
十二年 四月 醫藥品製造試験及製薬用植物栽培試験事務に従事する臨時職員定員中技師三人、技手五人減員せられたり  
同月 技師石尾正文歐米各國へ出張被仰付同年歸朝  
五月 官制中改正せられ兩衛生試験所を通じて技師四人書記二人減員せられたり  
十三年十二月 官制中改正せられ兩衛生試験所を通じて技師二人技手五人、書記三人減員せられたり

昭和四年 四月 技師石川靜逸歐米各國へ出張被仰付同年歸朝  
 同月 醫藥品製造試験及薬用植物栽培試験に従事する臨時職員定員中技師二人、技手四人、書記一人を減員せられたり  
 七年 三月 東京衛生試験所長西崎弘太郎辭職衣笠豊同所長に補せらる  
 八年 六月 燐酸コデイン賣下規程を制定さる  
 九年 四月 試験手数料に關する規定中改正  
 同月 毒物學的試験開始に伴ひ東京衛生試験所に技師一人技手一人増員せらる  
 十一年 四月 技師今野運治瑞西國に於て開催の麻薬不正取引防止會議出席の序を以て歐洲各國へ出張被命同年歸朝  
 八月 勅令第二百七十號を以て内務部内臨時職員設置制中改正せられ技師四名技手七名書記三名増員せられ勅令第二百七十二號を以て官制中改正せらる  
 九月 口黒分工場の開場式を行ふ

### 衛生試験所職員名簿

- (1) 本名簿は主として明治二十年以降の職員録を基礎とし昭和十二年二月末現在を以て作成したるものなり従つて任官(雇員、嘱託)として勤務の年数は加算せず(及退官等の年次に實際と多少の相違あるを免れず、又明治二十年以前の職員は残存せる文書に據り可及的調査收録に努めたり。
- (2) 表中「明」は明治、「大」は大正、「昭」は昭和の年號を示し又「庶」は庶務部勤務、他は總て技術部勤務、「兼」は兼任を意味す。
- (3) 配列の順序は任官の年代順に據り又退官後現在嘱託として勤務の者は(現職)と附記せり。
- (4) 本名簿收載者以外嘱託、助手(元技手)、雇員等の全所員の數亦夥しきに及ぶも調査の都合上餘儀無く之を省略せり。

職名	氏名	年次	職名	氏名	年次
衛生試験所歴代所長	東京 永松 東海(初)	明八頃	村橋 次郎	明二〇一明四〇	丸山 長四郎
	島田 泰夫(3)	同 上	水野 加知	明二〇一明二二	町田 仲
	後藤 新平(5)	同 上	花井 重藏	明二〇一明二六	古川 榮
	中濱 東一郎(7)	同 上	笠原 千里	明二〇一明二三	須田 勝三郎
	西崎弘太郎(9)	同 上	高倉 一善	明二〇一明二三	鈴木 彦人
	江頭 元朴(初)	明八一明二六	東正地 亨	明二〇一明二三	島田 耕一
	柴田 承桂(3)	明二二頃	三崎 精輔	明二〇一明二二	深田 駒次郎
	櫻井小平太(5)	明二二一明四一	村井 純之助	明二〇一明二二	織田 長表
	辻岡 精輔(7)	同 上	仙川 公篤	明二〇一明二一	大田 太郎
	町口 英三(現)	同 上	小野 一郎	明二〇一明二六	杉山 仲藏
	横濱 直井 延吉(初)	同 上	手島 長義	明二一〇一明二二	江村 針次
	堀 鏡之丞(3)	同 上	佐分利 秀太郎	明二一〇一明二六	口下 利毅
	齊藤 寛猛(5)	同 上	櫻井 小平太	明二一〇一明二一	森川 利器
	辻岡 精輔(初)	同 上	乃美 辰一	明二二一六三	中濱 東一郎
	長崎 不詳	同 上	村田 春齡	明二二一六三	瀬川 林次郎
	東京衛生試験所職員		五十川 徹夫	明二二一六三	川濱 貞藏
	職名		山田 孝良	明二二一六三	井崎 貞一郎
	永松 東海	同 上	喜多尾 元英	明二二一六三	川崎 貞一郎
	柴田 承桂	同 上	山田 再五郎	明二二一六三	鈴木 益定
	島田 泰夫	明二二一明三九	藤田 有登	明二二一六三	川崎 貞一郎
	保田 東洋	明一六	長尾 景行	明二二一六三	川崎 貞一郎
	中野 金藏	明一七	榎並 志雅三	明二二一六三	川崎 貞一郎
	中野 良春	明一四一六一	山本 正巳	明二二一六三	川崎 貞一郎
	小野 清	明二〇	辻岡 精輔	明二二一六三	川崎 貞一郎
	平野 猪之助	明二〇	後藤 新平	明二二一六三	川崎 貞一郎
			長井 長義	明二二一六三	川崎 貞一郎
			田原 良純	明二二一六三	川崎 貞一郎
			天谷 千松	明二二一六三	川崎 貞一郎
			山本 操	明二二一六三	川崎 貞一郎